

《全文》

【文献番号】25545018

覚せい剤取締法違反被告人事件
大阪地方裁判所平成28年(わ)第863号
平成29年2月13日第13刑事部判決

判 決

被告人

氏名 A
年齢 昭和 年〇〇月〇〇日生
職業 無職

主 文

被告人を懲役1年8か月に処する。
未決勾留日数中220日をその刑に算入する。

理 由

(犯罪事実)

被告人は、法定の除外事由がないのに、平成28年2月6日頃から同月15日までの間に、日本国内の場所不詳において、フェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を自己の身体に摂取し、覚せい剤を使用した。

(証拠)《略》

(争点に対する判断)

第1 事案の概要及び争点

1 本件は、路上での職務質問の後、最終的に警察署において被告人に搜索差押許可状が示され、採取された被告人の尿から覚せい剤が検出された事案である。

2 被告人は、公判廷において、何も悪いことはしていないのに、職務質問を受け、その際に承諾もしないのに警察署に連れて行かれ、その後も尿検査を断っていたのに長時間帰してもらえなかったなどと供述している。

これを受けて弁護人は、〔1〕採尿までの捜査手続に重大な違法があり被告人の尿の鑑定書等を違法収集証拠として排除すべきである、〔2〕被告人には覚せい剤使用の故意がない、などとして、無罪を主張し、〔3〕そもそも訴因が不特定であり、刑法256条3項に反するから公訴を棄却すべきであるとも主張している。

第2 違法収集証拠の主張について

1 職務質問及び任意同行について

(1) 警察官の供述する任意同行までの経緯

大阪府西成警察署(以下「西成署」という。)のB警察官は、被告人に職務質問を行い、西成署に任意同行した経緯について、〔1〕C警察官とパトカーに乗ってパトロールをしていた際、被告人がパトカーを見て少しくつむいて足早に去ろうとしたのでそれを端緒に被告人に声を掛け、午後10時20分頃職務質問を始めたこと、〔2〕被告人に、所持品検査等のためにパトカーに乗車することを求めたこと、〔3〕被告人はパトカーに乗り、所持品検査にも協力したこと、〔4〕被告人のかばんからチェック付きポリ袋やガラス製のパイプなどが発見され、被告人に覚せい剤を使用しているか質問したが、被告人は否定したこと、

〔5〕被告人に注射痕がないことを確認した後、西成署での任意採尿に協力するよう求めたこと、〔6〕被告人は、時間が無いなどと言っていたが、15分くらい説得したところ最終的には少しくなだれた様子で承諾したため、午後10時44分頃パトカーを出発させ、被告人を西成署に任意同行したこと、〔7〕被告人は西成署到着後自分で歩いて警察署に入ったこと、〔8〕その後刑事課の警察官に、任意採尿に応じている旨伝えて被告人を引き継いだこと、などを供述している。また、B警察官と共にパトカーに乗車していたC警察官も上記のB警察官の供述内容と同趣旨の経緯を供述している。

(2) 職務質問の違法について

被告人は、公判において、うつむいたりしていない旨述べており、これを受けて弁護人は、被告人は、パトカーを見てうつむいたりしておらず、要件を欠く違法な職務質問が行われた旨主張している。

しかし、職務質問の端緒に関するB警察官とC警察官の供述は、意識的に目撃した内容を述べるもので、相互に符合しており、基本的に信用性が高いといえる。また、職務質問を受けるまでの行動に関する被告人の供述は、パトカーが通りすぎるのを待とうとしながら歩いていたことなどを述べる程度であり、うつむいていないことを根拠付けて説明できるほどの具体的供述はしていないから、被告人の供述を検討してもB警察官らの供述の信用性は低下しない。

これらによれば、被告人が当時パトカーを見てうつむいて足早に去ろうとしていたと認められるから、職務質問を行うことを相当とする状況はあったといえ、この点を争う弁護人の主張は採用できない。なお、被告人がうつむいた理由が足の痛みによるものであったとしても、職務質問を開始するまでに警察官に分かるような事情ではなかったといえるから、職務質問が根拠を欠くことにはならない。

(3) 西成署までの同行の承諾等について

弁護人は、被告人が承諾していないのに、違法に警察署に連行された旨主張している。

この点、B警察官は、上記のとおり、被告人に対し、覚せい剤使用の疑いがないことを確認するために警察署に行つて尿を提出するよう15分ほど説得し、被告人が承諾したので西成署に向かった旨述べている。

C警察官もB警察官と同趣旨の供述をしているし、西成署到着後に被告人を取り扱ったD警察官の供述によれば、被告人が西成署に到着後に、所持品検査など一定の捜査に応じたことが認められるから(なお、令状を示されるまで採尿は拒否した。)、被告人が西成署への同行を承諾した旨のB警察官の証言も信用でき

るといえる。

他方、被告人は、尿検査を2、3度断ったら、もうバトカーは勝手に発進していたと述べるが（第4回被告人質問6丁）、バトカーの中での採尿についてのやりとりが数分ではなく何十分はあったとも述べているから（同5丁）、被告人の供述によってもそれなりの説得活動が行われた後に、被告人を乗せたバトカーが警察署に向かったことになる。その上、被告人の供述によっても、被告人が西成署に連れて行かれる最中には、時間がない旨の不満を述べた程度であること、西成署に到着すると被告人が自分で警察署に入っていたこと、その後の所持品検査等に協力していることなどが認められ、承諾なく連行されたこと自体について抗議をした形跡もないから、承諾なく警察署に連れて行かれた旨の被告人の供述は信用できない。

これらによれば、B警察官らは、被告人の承諾を得て被告人を西成署へ任意同行したと認められるから、この捜査過程の違法をいう弁護人の主張も採用できない。

2 留め置き等の違法について

（1）警察官の供述する採尿までの経過

D警察官は、西成署で被告人の尿を採取するまでの経緯について、〔1〕被告人は午後10時50分頃西成署に到着し、所持品検査や注射痕の検査には協力したこと、〔2〕午後11時頃からE巡査長が任意採尿を求めていたが、被告人が、出す必要がないなどと述べて拒否したこと、〔3〕午後11時30分頃に強制捜査に移行することとしてその旨被告人に伝えたこと、〔4〕令状請求手続を行っている間、被告人はほとんど机に突っ伏して寝ており、帰りたいという言動はなかったこと、〔5〕午前2時7分に被告人に令状を示し、被告人が尿検査に協力して尿が採取されたこと、等を供述している。

F警察官も、採尿の経過について同趣旨を述べ、被告人が帰る帰らないというやりとりはなかった旨供述している。

（2）被告人の供述内容及びその検討

これに対し、被告人は、尿検査までの時間については警察官と同趣旨の内容を述べているが、尿検査を拒否し、帰らせるよう求めたが帰してくれなかった旨述べ、4、5人の警察官に囲まれ、帰ろうと思っても歩くスペースもなかったとも述べている。

被告人に対応した警察官がD警察官やF警察官だけではないことなどによれば、帰宅を求めた旨の被告人の供述部分の信用性を全て否定することはできないが、被告人も、警察官が、帰ろうとした被告人に対して有形力の行使をしたとは述べていない（なお、有形力の行使がない本件において、ある程度的人数で囲まれた時期があったとしても、違法な捜査があったとはいえない。）。また、被告人を警察署に長時間留め置いた旨の主張もあるが、警察官は、被告人に対する説得をしながら、途中で令状請求に移行した旨も告げ、合計で3ないし4時間程度被告人を留め置いた程度であり、上記のとおり被告人が任意同行には承諾していたという事情もあるから、不当に長い留置きともいえない。

これらによれば、令状による尿の採取手続が開始されるまで被告人を警察署に留め置いた警察官の対応にも違法な点は見当たらない。

3 まとめ

以上によれば、令状を示して被告人から尿の提出を受けるまでの捜査の過程に違法な点はなかったと認められるから、尿の鑑定書が違法収集証拠である旨の弁護人の主張は採用できない。

第3 覚せい剤使用の故意を争う主張について

1 本件は、被告人から採取した尿から覚せい剤成分が検出された事案である。被告人が当時所持していたガラスパイプにも覚せい剤成分が付着しているが、被告人は、覚せい剤を使用した覚えはない旨述べている。

2 覚せい剤は、その所持や取引が制限され、厳しく取り締まられている規制薬物であって、通常の社会生活で偶然に身体に摂取されることはあり得ないから、被告人の尿から覚せい剤成分が検出された以上、特段の事情がない限り、被告人が、自己の意思により何らかの方法で覚せい剤を摂取したと認めるのが相当である。

3 被告人は、公判において、平成27年の夏頃、大阪△△△のクラブで特に面識のなかった人物（自称ブラジル人と日本人のハーフ）から受領したパウダーを、ガラスパイプを使って使用したことがあるが、合法だと説明を受けており、覚せい剤であるとは思っていなかった旨述べている。

弁護人は、被告人の上記供述が、被告人の意思（覚せい剤を使用する意思）によらないで覚せい剤が体内に摂取された疑いを示す特段の事情である旨指摘し、被告人が覚せい剤の使用を否認していることから、被告人は自己の意思により覚せい剤を使用していない旨主張している。

4 被告人の上記弁解（合法パウダーと思った旨の弁解）は、捜査段階では行われておらず、具体性も乏しいが、被告人の公判供述を前提としても、被告人は、ドラッグをやっているという人物から、薬物を譲り受けた際に、合法かどうかを確認したというのであるから、被告人自身が合法かどうかについて一度疑問を持ったことになる。

被告人の供述を前提にしても、その疑問が解消するような状況があったとはいえないし、被告人が、尿検査に協力しなかったこと（被告人はプライドの問題で拒否をしていたというが、令状が出るまで協力しないような事情があったとは考え難い。）、尿から覚せい剤が検出されてもパウダーを使用したことを述べず、ガラスパイプで使っていたのは薬局で処方された薬だけである旨を述べていたこと（被告人は、パウダーの使用を忘れていた旨説明しようとするが、逮捕される10日ほど前までガラスパイプでパウダーを使っていた旨の公判供述からは忘れたとは考え難い。）などの事実関係は、被告人に覚せい剤使用の認識（覚せい剤を含む違法な薬物使用に関する認識。未必的な認識も含む。）があったことを前提にしなければ合理的に理解することが困難である。

これらによれば、被告人の公判供述等の関係証拠を検討しても、被告人の意思によらないで覚せい剤が摂取された疑いは生じない（なお、被告人は、覚せい剤を使用したことがない旨も供述しているが、上記の推認を妨げるような事情とはいえない。）。

5 以上のとおりであり、被告人の尿から覚せい剤成分が検出された以上、特段の事情がない限り、被告人が自己の意思により何らかの方法で覚せい剤を体内に摂取したと合理的に認められるところ、関係証拠を総合的に考慮しても、上記認定（推認）を妨げる特段の事情はないから、被告人が自らの意思により、何らかの方法で覚せい剤を摂取したと認められる。

第4 公訴棄却を求める主張について

1 弁護人は、本件公訴事実、覚せい剤使用の日時、場所、方法を具体的に示しておらず、訴因が不特定であり、刑法256条3項に反するから、同法338条4号により、公訴棄却の判決をすべきと主張する。

2 しかし、覚せい剤の使用事犯は、その性質上、行為の相手方や目撃者が存在しないのが通常であり、尿から覚せい剤成分が検出され被告人が自己の身体に覚せい剤を使用したことが明白になっても、被告人が自

白しない限り、具体的な使用の日時場所方法は明らかにならないことが多く、被告人が使用を否認している本件のような場合には、覚せい剤を使用した日時、場所や方法を具体的に明らかにできない事情があるといえる。また、この種の事案においては、自己の意思によらないで覚せい剤を摂取した疑いがあるかどうかを中心争点になるのであって、本件における訴因の特定の程度により被告人の防御に重大な不利益が生じたとは認め難く、審判の対象を限定し、被告人の防御の範囲を示すという法の目的を害していないといえる。

3 これらによれば、本件の公訴事実における訴因の明示は、できる限り、罪となるべき事実を特定したもののといえ、刑法256条3項に反するものではないから、公訴棄却判決を求める弁護人の主張は採用できない。

(累犯前科)

1 事実

被告人は、平成26年6月12日大阪地方裁判所において、窃盗罪により懲役10か月に処せられ、平成27年3月12日その刑の執行を受け終わった。

2 証拠《略》

(法令の適用)

罰条	覚せい剤取締法41条の3第1項1号、19条
累犯加重	刑法56条1項、57条
未決勾留日数の算入	刑法21条
訴訟費用の処理	訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

証拠上被告人に覚せい剤の使用の確定的故意があったとまではいえないが、大麻取締法違反により猶予歴のある被告人が、未必的故意をもって覚せい剤を使用したといえる事案であるからその刑事責任は軽くはないし、窃盗罪による累犯前科もあるから、覚せい剤事犯の前科がないことも考慮した上での実刑判決が相当な事案である。

なお、公判供述などによれば、被告人の反省は不十分といえるが(なお、最終陳述の際に提出した書面には、今後他人から薬物を入手して使用しない旨が記載されている。)、被告人に中等度の知的障害があることが指摘されていることも踏まえるとこの点を量刑上重視することはしない。

以上の事情等を考慮し、被告人を主文の刑に処するのが相当であると判断した。

(検察官■■■■■, ■■■■■, 弁護人■■■■■出席 求刑懲役2年)

平成29年2月21日

大阪地方裁判所第13刑事部

裁判官 上岡哲生